

令和7年度 第2回熊本県地下水保全推進本部会議 議事録

開催日時：令和7年10月31日（金）10：00～10：40

場 所：県庁本館5F 知事応接室

<司会：環境生活部長>

定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第2回熊本県地下水保全推進本部会議を開催いたします。

お手元のタブレットで進めさせていただきますが、そちらの2ページ目の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、推進本部の本部長である木村知事からご挨拶をお願いいたします。

<本部長（木村知事）あいさつ>

皆さん、お疲れ様でございます。

今日は昨年5月に設置した地下水保全推進本部、今年度2回目、通算5回目となります。各部局連携して、地下水保全のための取組をしっかりと進めて参りましょう。

前回4月16日の本部会議では、地下水量について、熊本地域の地下水位の将来予測の速報を出していただきました。また、水質面では、規制外物質の環境モニタリングを中心に、報告、意見交換を行いました。

それ以降も、動きがあったと思いますので、各部局からしっかりと取組状況を報告していただきたいと思っています。

これまで繰り返し申し上げてきたことではありますけれども、この熊本の地下水は、私たち熊本県民にとって、なくてはならない大切な心の拠り所であり、宝物であります。このことを改めて私を筆頭に全ての県職員が認識を共有して、県民の皆様に向けてしっかりと説明していく取組を続けていければと思っております。

熊本の宝の地下水がしっかりと守られているということを、しっかりと県民の皆様に分かっていただける、感じていただけるように、この推進本部での議論を踏まえて、熊本の地下水を確実に保全していくように対策を講じることと、県民の皆様に向けた地下水に関する正確そしてタイムリーな情報発信に努めていこうではありませんか。

県民の皆様の安心安全に繋がるように、全庁一丸となって、地下水保全の取組を更に推進して参りましょう。本日の報告もよろしくお願ひいたします。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。では早速、次第の3、報告事項に入ります。最初に「(1) 地下水保全推進本部の概要」について、事務局からご説明します。

<事務局（環境政策課）からの説明>

■資料1 最初に地下水保全推進本部の概要

事務局の環境政策課です。

3ページからの資料1で、当推進本部の概要をご説明します。

4ページをご覧ください。今後の予定を含む、会議の開催状況です。今年度は、4月16日に第1回会議を開催し、今回が第2回目となります。また、第3回会議は、来年1月以降に開催する予定です。

5ページをお願いします。次の6ページにかけて、今年度の取組項目を掲載しています。本日は、前回の会議以降に動きがあった項目、「今回報告」と記載しております、「地下水量の保全」で5項目、6ページの「地下水質の保全」で4項目、そして「情報発信」について、この後、【資料2】でご報告いたします。

その他の取組項目につきましては、今後の進捗状況により、次回以降の本部会議でご報告していく予定です。

当推進本部の概要は以上です。

<司会：環境生活部長>

続きまして「(2) 熊本の地下水に関する取組状況」について、環境局長からご報告します。

<環境生活部環境局長からの説明>

■資料2 熊本の地下水に関する取組状況

7ページ、資料2「熊本の地下水に関する取組状況について」説明します。

8ページをお願いします。ここから15ページまでは「水量の保全」になります。

(1) 地下水位の継続的な監視（8ページ）

左側の地図に記載のとおり、県では、県内35箇所で地下水位を継続的に観測しており、うち3箇所で水位の状況をリアルタイムで配信しています。

右側には、リアルタイム観測対象井戸のうち2地点の、今年9月末時点の状況を掲載しています。

グラフは過去1年間の地下水位の変動を示していますが、一般的に、降雨量の少なくなる冬に低く、逆に降雨量が増える夏に上昇するというサイクルとなります。この2地点についても、そのようなサイクルとなっており、また、水位についても例年と同程度となっていることから、問題のない状況にあると考えています。

右下に記載していますが、今年度の取組としましては、リアルタイム対象井戸を熊本地域で2箇所、八代地域で1箇所、玉名・荒尾地域で1箇所の計4箇所、増設する予定です。

(2) 熊本地域地下水総合保全管理計画の策定（9～11ページ）

現在、県及び熊本地域11市町村において、地下水保全目標となる「熊本地域地下水総合保全管理計画」の見直しを行っています。採取量や涵養量の目標値については、地域経

済の発展のための企業進出や開発等を踏まえつつ、地下水が持続可能なものとして未来に引き継がれるよう設定をしております。

「目標設定の方向性」をご覧ください。まず、「地下水採取量」については、工業用途の増加が見込まれる中、有明工業用水道の活用や水道事業による漏水対策等の新たな取組を進めることで、現計画の目標値からの増加量を150万立方メートル以内に抑制することを目標としています。

また、「地下水涵養量」については、採取量の増加や土地利用の変化による影響の最小化を図る観点から、近年拡大傾向にある水田湛水の実績を維持しつつ、浸透型調整池の活用など、水田湛水以外の涵養方法も用いながら更なる上積みを図ることとしています。

この目標値を踏まえ、中段以下に記載していますが、地下水位のシミュレーションを行ったところ、各種対策を講じることで、流入量と流出量がほぼ均衡する見込みとなっております。

なお、一部地域で0.88m地下水位が下がるとの結果も出ていますが、第1、第2帶水層における賦存量は殆ど変化しないため、この目標値を達成することで、熊本地域における地下水の持続的な利用は十分可能であると言えると判断しています。

(4) 阿蘇地域における地下水涵養の推進（12ページ）

県では、阿蘇地域の草原等が水源涵養に果たす役割に着目し、企業や自治体、住民等の流域の受益者の方々が、阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みの構築に昨年度から取り組んで参りました。

そして、今年度、「公益財団法人 阿蘇グリーンストック」と連携し、新たに「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」を設置しました。一昨日の知事定例記者会見において、知事からも改めて言及いただきましたが、今年8月1日から、草原への支援に関する寄附の受入れを開始しています。

今年度は基金設置初年度であり、まずは基金の周知を図ることが重要であることから、府内関係課、市町村が連携して、企業等へのメールや直接訪問等、周知を行っているところです。

また、来月、阿蘇の草原等グリーンインフラの水源涵養に関する貢献指標を検討する委員会をスタートさせることとしており、来年度からの本格運用に向け、貢献度評価指標の整備のほか、支援対象を水田、森林に拡充する際の課題整理など、府内関係課や市町村が連携し、取り組んで参ります。

(6) 道路排水計画について（13～14ページ）

「大津植木線の多車線化」及び「合志ICアクセス道路」の2路線の整備による地下水涵養への影響を最小限に抑えるため、路面に降った雨水を可能な限り地下に浸透させる「道路排水計画」について検討することを、今年2月末の本部会議で報告しておりました。

今回は、この2路線における地下浸透施設の構造や配置について、有識者の意見や現地

試験を踏まえ決定した内容についてご報告します。

まず、「大津植木線の多車線化」については、左側の航空写真の、黄色で着色した区間にいて、右下に示すような浸透枠や有孔管、碎石を用いた浸透トレーンチを設置し、道路の排水路に流れ込む全ての雨水を地下に浸透させる構造とします。

さらに、歩道部に透水性舗装を採用し、植樹帯にも窪地を設けて、雨水を一時的に貯留・浸透させる工夫を行い、地下への浸透を図ります。

14ページをお願いします。「合志ICアクセス道路」については、現在、道路の排水が3つの河川に流れており、道路整備による増加分を地下に浸透させる構造としています。

また、左側の航空写真の、黄色で示した区間では、浸透枠や浸透トレーンチに加えて、浸透型の調整池を6箇所設置する計画です。

さらに、歩道部には透水性舗装を設け、地下浸透を図ります。

今年度の取組としましては、今回決定した構造や配置計画を踏まえ、詳細設計を実施し、今年度中に工事に着手する予定です。

(7) 新規工業用水道整備の推進（15ページ）

地下水以外の水源利用の推進の観点から取組を進めております。

左側の地図は配管ルートですが、青色で示しております、右上の隅の農業用パイプラインの3号ファームポンドから取水し、ピンク色の太い矢印のとおり管路を敷設した上で、給水先エリアに給水を行います。

今年2月末の本部会議では、「候補地エリア」としていた浄水場建設地が確定しましたので、地図の上部に緑色で明示しています。この菊池市旭志新明の約3ヘクタールの土地については、今年3月に地権者と契約を締結しており、今年中の用地引渡しを予定しています。

今年度の取組としましては、用地の引渡しを受けた後、直ちに造成工事に着手する予定で、浄水場及び管路の詳細設計についても、引き続き進めて参ります。

16ページをお願いします。ここから30ページまでは「水質の保全」の取組となります。

(9) PFOS・PFOA調査（16～17ページ）

1の地下水及び河川における調査では、昨年度までに関係機関が連携し、「全市町村の地下水」と「主要河川最下流の全環境基準点」で調査を実施しました。その結果、県が実施した調査においては、指針値の超過は確認されませんでした。

今年度は、これまで調査を実施していない定点において7月から10月にかけて調査を実施しており、12月末までに調査結果を公表する予定です。

次に「2番、水道における水質検査」をご覧ください。【公営水道事業の検査】についてですが、来年4月1日からPFOS・PFOAが水道の水質基準に引き上げられることが決まりましたので、水道事業者等に対して基準遵守に向けた対応を要請しているところで

す。

県内の水道事業者等のPFOs・PFOA検査の実施状況は、昨年度末には63%に上昇しています。今年度も引き続き、水道事業者の基準遵守に向けフォローアップを実施して参ります。

次に、県が毎年度実施しています、水道未普及地域の【飲用井戸等の衛生検査】について、今年度は、新たにPFOs・PFOAを検査項目に追加しております。9月から順次、採水・検査を開始しており、来年1月までに井戸所有者へ結果を報告する予定としております。

その他に、【飲用井戸等の水質検査補助】を今年5月から開始しており、飲用水の水質検査促進に取り組んでいるところです。

17ページをお願いします。「3番、廃棄物最終処分場及びその周辺における対応」について、昨年度、産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場、計48箇所の調査を実施しました。指針値を超過した4処分場の監視井戸及び周辺井戸について、超過原因の特定には至っていませんが、今年度も継続調査を実施して参ります。

また、昨年度までの熊本市の調査で、最終処分場からの放流水が河川の指針値超過の一因となっている可能性があることが判明しました。そのため、今年度、最終処分場設置事業者の流出削減対策に関して、熊本市に対する補助を実施しています。

最後に「4番、分析体制の強化」について、昨年度は、PFOs・PFOAの分析に当たり、県保健環境科学研究所で職員が手作業等による前処理を実施していましたが、先月、新たに自動前処理装置を導入し、多くの工程を自動化することにより、分析体制の強化を図っているところです。

(11) 特定公共下水道整備の推進 (18ページ)

JASM第2工場とソニーの新工場を処理区域とする新たな下水処理場については、セミコンテクノパークから西へ約2キロの位置に整備し、処理水は放流渠を経由して白川の吉原橋付近に排水する計画としています。

なお、処理方式については、様々な下水処理場で採用されている活性汚泥法による処理方法に加え、規制外物質に関する全国の処理事例や、下水道における処理技術の開発動向等の情報収集や調査を行っているところです。

・整備の進捗状況については、今年3月の事業化以降、現在、管渠の測量・設計や、下水処理場の測量・基本設計・用地取得を進めているところであり、今年度内には流入渠の一部工事に着手する予定です。

(12) 法令等規制物質の調査結果の発信 (19~20ページ)

県が調査している「地下水」及び「河川」の水質の状況について、昨年度から、県ホームページにおいて、速報値を公表しています。

昨年度までは年に4回公表していた河川の速報値を、今年7月から、毎月公表に拡充しました。なお、現時点で、河川において、有害物質の基準超過は確認されておりません。

今年度の取組としましては、引き続き、有害物質等の調査結果を県ホームページで公表するとともに、今年度内に、県ホームページ上の地図から調査地点や経年変化を確認できる仕組みを構築し、情報発信を強化する予定です。

20ページをお願いします。J A S M第1工場等の排水を処理している、熊本北部浄化センターの放流水の水質調査の結果をまとめています。

水質汚濁防止法に基づき、毎月2回検査を行い、その結果を県ホームページで公表しているところです。

放流水の水質については、これまで水質汚濁防止法の全ての項目で排水基準以下となっており、昨年12月に本格稼働を開始したJ A S M第1工場の影響は今のところ見られません。

また、水質汚濁防止法以外の項目として、P F O S・P F O A等の測定を行っていますが、これらについても変化は見られない状況です。

(13) 法令等規制物質・規制外物質の環境モニタリング（21～30ページ）

半導体関連企業の集積が進む中で、工場からの排水について懸念するご意見も寄せられており、県民の皆様の不安解消に向けた予防的な対策として、令和5年8月から、「法令等規制物質」及び「規制外物質」を対象にした環境モニタリングを、熊本市と連携し、実施しております。

環境モニタリングの対象は、右側上の図に示すセミコン周辺の地下水①～③の地点、その下の図において、工場の排水が流入する熊本北部浄化センターの放流水⑤の地点に加え、放流先の河川である坪井川の④及び⑥の地点、さらに、左側の図において、坪井川の下流の⑦の地点と、海域である⑧の地点など、全13地点となります。

22ページをお願いします。環境モニタリングの結果をまとめています。表の中央の列、「地下水」については「法令等規制物質」、「規制外物質」とともに、J A S M第1工場稼働の影響や稼働前後の変化は確認されませんでした。

また、右の欄の「河川」についても、多くの項目でJ A S M工場稼働の影響や稼働前後の変化は確認されておりません。さらに、前回の本部会議で、坪井川において濃度が上昇したとご報告しておりました、有機フッ素化合物P F B S・P F B Aについても、濃度が減少又は横ばいに転じていることを確認いたしました。

この2物質については、現時点で、日本には法令の基準等はありませんが、諸外国の「飲料水」における目標値等と比較しても数百分の1程度の低い濃度となっております。

また、表の最下段、その他の化学物質として約1万物質のスクリーニング調査を行いましたが、工場稼働の前後での変化は確認されませんでした。

23ページをお願いします。ここからは、P F B S・P F B Aに関して詳しく説明して参ります。諸外国の「飲料水」の目標値等の設定状況についてですが、表の上段、米国では、P F B Sは2,000 n g/Lに設定されていますが、P F B Aは設定されておりません。

表の中段、ドイツでは、P F B Aが1万、P F B Sが6千n g/Lに設定されています。

す。

24ページをお願いします。今ご説明した米国とドイツの目標値等と、これまでの調査結果をグラフに示しております。坪井川の調査地点である高橋における直近の濃度については、米国やドイツの飲料水の目標値等と比較したとしても、数百分の1程度の低い濃度であることがわかります。

25ページをお願いします。「相対効力係数」という言葉を記載していますが、これは、指標とした化合物の毒性効力に対する、他の化合物の毒性効力との比を表すものです。欧州委員会が公表している相対効力係数に基づくPFB S、PFB Aの毒性の情報をまとめておりまして、下の表では、PFOAの毒性を1とした場合の各物質の毒性を示しており、PFB Sの係数は0.001、PFB Aの係数は0.05となり、PFOAやPFO Sと比べ非常に毒性が低いことが分かります。

また、この係数を用いて、日本におけるPFO S・PFO Aの水道の水質基準における目標値50ng/Lを基に、PFB S・PFB Aの仮の目標値を試算してみました。参考としてページ中央の③と④に記載していますが、PFB Sは5万、PFB Aは1千ng/Lとなります。

この試算した目標値と今回の調査結果を26ページにグラフに示しております。このグラフからも、今回の調査結果については、非常に低い濃度であることが分かります。

27ページをお願いします。今回の濃度変化を分かりやすく確認するため、縦軸を拡大したグラフを示しています。2物質について、坪井川における昨年12月から今年2月までの濃度が上昇していましたが、その後、PFB Sは減少、PFB Aは横ばいに転じています。

28ページをお願いします。

PFB S・PFB Aの濃度増加に関し、今年3月に開催した環境モニタリング委員会からは「現時点では問題ないレベルであるが、予防的観点から企業に対して働きかけるべき」との意見があつたため、関係企業に対して使用状況等の調査を実施しました。

対象事業者は、熊本北部浄化センターに排水を流入する事業者のうち、排水量が1日当たり50m³以上あり、製造工程でPFB S・PFB Aを使用する可能性がある製造業者、8社としました。

今年5月から6月にかけて全8社を訪問し、書面で調査を行った結果、全8社から回答があり、排水にPFB S・PFB Aが含まれる事業者を確認することができました。併せて、その中の企業が、従来からの排水処理に加えて新たな廃液処理設備を稼働し、PFB S・PFB Aの処理を高度化させていることも確認しました。

29ページをお願いします。県の調査後に環境モニタリング委員会から出された意見と、県の対応方針です

これまでお示しした調査結果を検証するため、専門家で構成する環境モニタリング委員会を今月8日に開催しました。その委員会意見を黄色の枠内に掲載しています。

まず、「総論」として、「法令等規制物質」の全てと「規制外物質」の多くで影響や変化

は確認されていない。

その上で、今回は昨年12月の工場本格稼働後、まだ約半年間のモニタリング結果であることから、今後もモニタリングを継続することが重要、また、最新の知見の収集に努めるとともに、今後、異常値や健康リスクの懸念等が確認された場合は臨時で委員会の開催が必要である、とのご意見がありました。

次に、「水質」については、前回、「河川」において、PFB-S・PFB-Aの濃度が上昇したが、毒性は低くリスク評価の観点から問題ないレベルであった。しかし、その時点では、更なる濃度上昇を危惧したため、予防的観点から企業に対して対応を働きかけるべきとの意見を発したところ、今回、県から、2つの物質に係る企業の使用状況等の調査結果について具体的な報告があり、企業の中には、従来の排水処理に加えて新たな廃液処理設備を稼働し、2つの物質の処理を高度化させていることを確認できた。

また、今年5月と7月の「河川」における2つの物質の濃度は減少又は横ばいに転じており、企業の取組も関係していると考える。また、諸外国の毒性情報等に基づき検証した結果、これまでの濃度域では問題ないレベルであることが確認できる。これらを総合的に判断すると、継続的な濃度上昇の可能性は低いと考えられ、安心できる状況と考える、とのご意見をいただきました。

今回の委員会の意見を受け、県の対応方針を下段の青色の枠内にまとめています。

今後も定期的な環境モニタリングを実施し、周辺環境の変化の把握、検証を継続するとともに、最新の知見の収集に努めます。仮に異常値等が確認された場合、臨時で委員会を開催いたします。

30ページをお願いします。環境モニタリングのスケジュールです。季節ごとのモニタリングを継続するとともに、来年2月頃、今年度2回目のモニタリング委員会を開催する予定です。

※情報発信（31ページ）

今年8月に創設した「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」の取組を重点的に発信しています。

まず、左側、県政広報番組のお知らせです。来月7日（金）午後9時52分から、TOKYO「GOくまモンナビ」で「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」等を紹介する予定です。皆様ぜひご覧ください。

中央は、先月3日～5日に大阪・関西万博会場において、地下水保全の取組をPRして参りました。

右側は、YouTube等の動画共有サービスでの発信です。会場のモニターで動画をご覧ください。動画は約30秒です。

（動画を視聴）

この動画は、本県出身のインフルエンサー、植田 明依さんが出演しており、今月20日からYouTubeやTikTokなどで配信しております。

今後も、様々な機会を活用し、地下水保全に関する情報発信を行って参ります。

熊本の地下水に関する取組状況の報告は以上です。

<司会：環境生活部長>

次に、次第の4、意見交換に移らせていただきます。

各部から、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

<企画振興部長>

今、動画でもご紹介いただきまして、また阿蘇地域の地下水涵養の推進に当たっての「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」の設置につきまして、企画振興部から発言をさせていただきます。阿蘇の草原等につきましては、地域にとって非常に重要な地域資源、そして観光資源であるとともに、九州の水を育んでおり、熊本の宝であるだけではなく、九州にとって極めて重要なものであると同時に、現在、世界文化遺産の登録も目指しているところでございます。

しかしながら、地域の人口減少、そして野焼き、輪地切り等の草原維持活動の担い手の減少によって、草原の維持というのはなかなか難しくなっているところです。

そうした中で、この草原維持活動をしていただいている牧野組合の皆様などの団体の支援に取り組むに当たって、この度、この「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」が設置されたということが極めて重要だと考えております。

そして今、動画もありましたし、今回、九州7県合同による大阪・関西万博におきましても、この基金の寄附を募ることでありますとか、世界文化遺産登録活動、草原再生活動についての周知を行ったところです。こうしたこの基金の寄附獲得に向けて、周知活動を引き続きしっかりとやっていくということが極めて重要だと考えておりまして、熊本県内の皆様はもちろんのこと、県人会などの機会を通じて県外の皆様にもしっかり趣旨を周知して、草原再生につなげていきたいと考えております。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

他にご意見ですか、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。ご質問、ご意見もないようですので、それでは両副知事からご意見いただきたいと思います。

まず、竹内副知事からお願ひします。

<竹内副知事>

今回、量の保全、それから質の保全それぞれきちんとデータを出していただいて、しっかり取り組んでいるところが見えたと思います。

また、法令等規制外物質の環境モニタリングにつきましても、国際的な水準と比較した上で、安全性が示せているということが確認できたということは非常によかったと思います。このことをきちんと情報発信して、正しい情報を県民の皆様とも共有していただけれ

ばと思います。

それから先ほどお話があった「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」の寄附については、各部、関係団体とも連携して、ぜひ確保を推進してもらえたうらと思います。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。それでは、亀崎副知事からお願ひします。

<亀崎副知事>

全般的には、地下水の水質、水量について、体系的、網羅的、そして客観的にかなりまとまってきたのではないかと見ております。今後とも引き続き、チェック体制、モニタリング体制をしっかりお願ひしたいと思います。

その中で、1点感謝したいことが、17ページにあるPFOs・PFOA等の分析体制の強化です。

この分析は、プールの水の中に一滴ぐらいの微細なものが入ったというレベルでの定量分析となります。非常に難易度の高い業務である中で、職員の皆さん方が土日深夜もいとわず集中してこの取組を継続していただいたこと、その責任感に本当に感謝を申し上げます。

また、先月、自動の前処理装置が導入されたということでございます。分析体制そのものを抜本的に強化したという点ですばらしいものだと思います。

この一連の皆さんの危機対応や、業務効率化、分析精度の安定化という理想的なプロセスを実現してもらったと思っております。対応力、そして技術力に本当に感謝します。

それともう1点が、新規工業用水、特定公共下水道もしっかりと整備を進めていただくとともに、道路排水においては、先進的な考え方のもとに排水計画が進められているので、ぜひ、道路以外でも、例えば下水処理施設の屋根とか、その他の施設を含めて、雨庭といったグリーンインフラについて、積極的な発想を取り入れて、様々なところで取り組んでいただければと思います。

本当に取組が進んでいること、皆さん全力で取り組んでいることに感謝します。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。最後に、木村知事からお願ひします。

<木村知事>

皆さん、今日もお疲れ様でした。

私も水質等について心配していたところで、今回、かなり正確にいろいろな状況を有識の方々と整理できたので、本当に嬉しく思っています。ただやはり、この地下水保全推進本部は、私たち熊本県民の宝である熊本の地下水を確実に守っていくこと、そしてそれを正確に情報発信していくこと、このことで県民の皆様の見えない不安をしっかり解消すること、これが重要だということを改めて確認したいと思います。

そうした中で、まず、熊本地域地下水総合保全管理計画についての報告は、シミュレーション等々で流入量、流出量ともに5年後も均衡して地下水の賦存量もほとんど変化しないという結果でしたので、非常にいいものが出来たと思っています。

また、「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」については、繰り返しですけれど可能な限り商工労働部等が連携して、九州中に周知をしてください。

そして、私が一番、非常に心配していた規制外物質の環境モニタリング結果については、有識者の方々とともに、また企業にも対策を講じていただきながら、しっかりと整理ができたと思っています。

P F B SとP F B Aの濃度が一旦増加しましたが、その後、減少傾向を確認できたということ、また国際的な基準と比較して、毒性、濃度ともに総合的に判断すると安心できる状況にあるというご意見を専門家委員会からいただけたということでひとまず安心しています。この24、25、26ページあたりの情報をしっかりと県としても発信していくべきですが、ただ、これはいつ何どきどうなるか分かりませんので、地下水・河川の状況の監視結果も常に発信していくようにお願いします。

また、その他各部局の報告では、今、土木部からの道路の排水計画も意欲的な報告がありましたけれども、渋滞解消もこれまた待ったなしの課題ですので、ここはぜひスピードを上げて取り組んでいただきたいと思っていますし、併せて、新規工業用水や特定公共下水道ももちろんスピードを上げていただくのと同時に、やはり地域の皆様の理解、企業の皆様の理解など、しっかりと合意を取り付けながら進めていってください。

J A S Mの第2工場も令和9年中の稼働と言われております。しっかりと関係機関の理解を得ながらいいものを作っていくください。例えば、繰り返しですけれど、特定公共下水道の処理方法について、いろいろ地元の方のご意見もあると伺っていますので、いいものを作りましょう。

県民の皆様の不安を解消して安心感を持ってもらえるよう、引き続き県庁一丸となって頑張っていきましょう。ありがとうございました。

<司会：環境生活部長>

ありがとうございました。それでは、これをもちまして令和7年度第2回熊本県地下水保全推進本部会議を終了いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。

<以上>